

「一般国道464号 北千葉道路（市川市～船橋市）環境影響評価書」
に対する環境大臣意見

一般国道 464 号 北千葉道路（市川市～船橋市）（以下「本事業」という。）は、首都圏との広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や物流機能の強化を図ること等を目的に、東京外かく環状道路と一般国道 16 号を結ぶ市川市～船橋市間の延長約 15km の自動車専用道路と、市川市～鎌ヶ谷市間の約 9 km の一般国道を一体的に整備する事業である。

対象事業実施区域及びその周辺は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき、第一種低層住居専用地域や第一種住居地域に指定されている箇所があり、現況において自動車騒音が環境基準を超過している地点が存在する。本事業の実施により、供用時に相当程度の交通量が見込まれ、一部の区間において嵩上式（橋梁・高架部）の道路構造が計画されていることから、騒音及び日照阻害による生活環境への影響が懸念される。

また、本事業の一部の区間において、地下式（トンネル部）の道路構造が計画されており、トンネルの掘削及び地下構造物の設置に伴う地下水位等への影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。

1. 総論

（1）調査・予測及び評価の再実施

本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

（2）環境保全措置の具体化

今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を

適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。

(3) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

2. 各論

(1) 建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音

対象事業実施区域及びその周辺は、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域や第一種住居地域に指定されている箇所があり、建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音の予測値が現況値から大きく増加する地点が存在する。

このため、本事業の実施による建設機械の稼働による粉じん等及び騒音による影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を実施すること。

ア 散水、低騒音型建設機械の採用、仮囲いの設置等の発生源対策や作業方法の配慮等の環境保全措置を確実に実施すること。

イ 建設機械の稼働に係る粉じん等や騒音の状況及び環境保全措置の効果を確認し、その状況に応じ、粉じん等や騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。

(2) 自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害

対象事業実施区域及びその周辺は、都市計画法に基づき第一種低層住居専用地域や第一種住居地域に指定されている箇所があり、現況において自動車騒音が環境基準を超過している地点が存在する。また、本事業の実施により、供用時に相当程度の交通量が見込まれ、一部の区間において嵩上式(橋梁・高架部)の道路構造が計画されていることから、騒音及び日照障害による生活環境への影響が懸念される。

このため、本事業の実施による自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 自動車の走行に係る騒音の環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。

イ 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。

ウ 遮音壁の設置に当たっては、地域住民からの意見等を踏まえ、日照阻害等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。また、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。

(3) 地下水及び地盤

対象事業実施区域及びその周辺では、飲用を含め広く地下水が利用されている。本事業は、帯水層が分布する地層を掘削し、トンネル部分を施工することから、地下水位の低下等の影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施による地下水及び地盤への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 工事着手前に地下水調査を行う等により現状を把握の上、専門家等の助言を踏まえて適切に環境保全措置を実施すること。

イ 事後調査等により工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、その内容は、適宜、情報を公開するなど透明性及び客観性を確保すること。また、事後調査等の結果により、地下水及び地盤に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。

ウ 通水工法等の環境保全措置については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。

(4) 廃棄物等

ア 工事に伴い発生する廃棄物については、できる限り、再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

イ 本事業の施工に伴い発生する建設発生土は約 262 万³と予測されており、そのうち、約 134 万³を対象事業実施区域外へ搬出するとされている。このため、現場での利用を推進し、建設発生土の発生抑制に努めること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、工事間利用を推進するとともに、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを把握・管理し、適切な利用・処分を確認すること。

(5) 温室効果ガス等

工事中の排出削減対策、省エネ設備の導入等による温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、都市計画決定権者である千葉県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。